

令和3年3月6日

施設管理課

## 3月8日（月）からの施設の貸館について

3月7日（日）に岐阜県の時短要請が終了されることによる大垣市の方針を受け、当連盟が管理する体育施設等の貸館業務は、次のとおりとします。

### 1. 対象期間

令和3年3月8日（月）から4月上旬

※感染状況により利用条件等変更する場合があります。

### 2. 利用条件

#### <今回の変更点>

- ・利用自粛時間「21時以降」の制限を解除します。  
（上石津総合体育館などの施設では21時30分まで利用可能となります。）
- ・新規の予約が可能となります。

#### <引き続き継続>

- ・人数制限は定員の2分の1以内とします。
- ・競技別ガイドライン等に沿って感染防止を行ってください。
- ・原則マスクを着用し、手指消毒を行ってください。
- ・ソーシャルディスタンスを厳守してください。
- ・頻繁に換気を行ってください。（1時間につき10分程度）
- ・利用団体の代表者は参加者全員の連絡先を把握してください。
- ・使用した器具、道具など使用後に消毒してください。  
（消毒液、雑巾、手袋等は原則利用団体が準備してください。）
- ・チェック表を作成してください。  
（施設管理者が提出をお願いすることがあります。）
- ・利用条件が守れない場合は、利用をお断りすることがあります。

### 3. その他

- ・各施設のロビー等の休憩所などは「密集」を避ける対応をとります。
- ・利用者に活動の必要性・緊急性を再度検討していただく旨のチラシを掲示します。

当連盟は、「大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」に基づき、収容人数の制限、手指消毒、3密回避など対策を引き続き実施します。